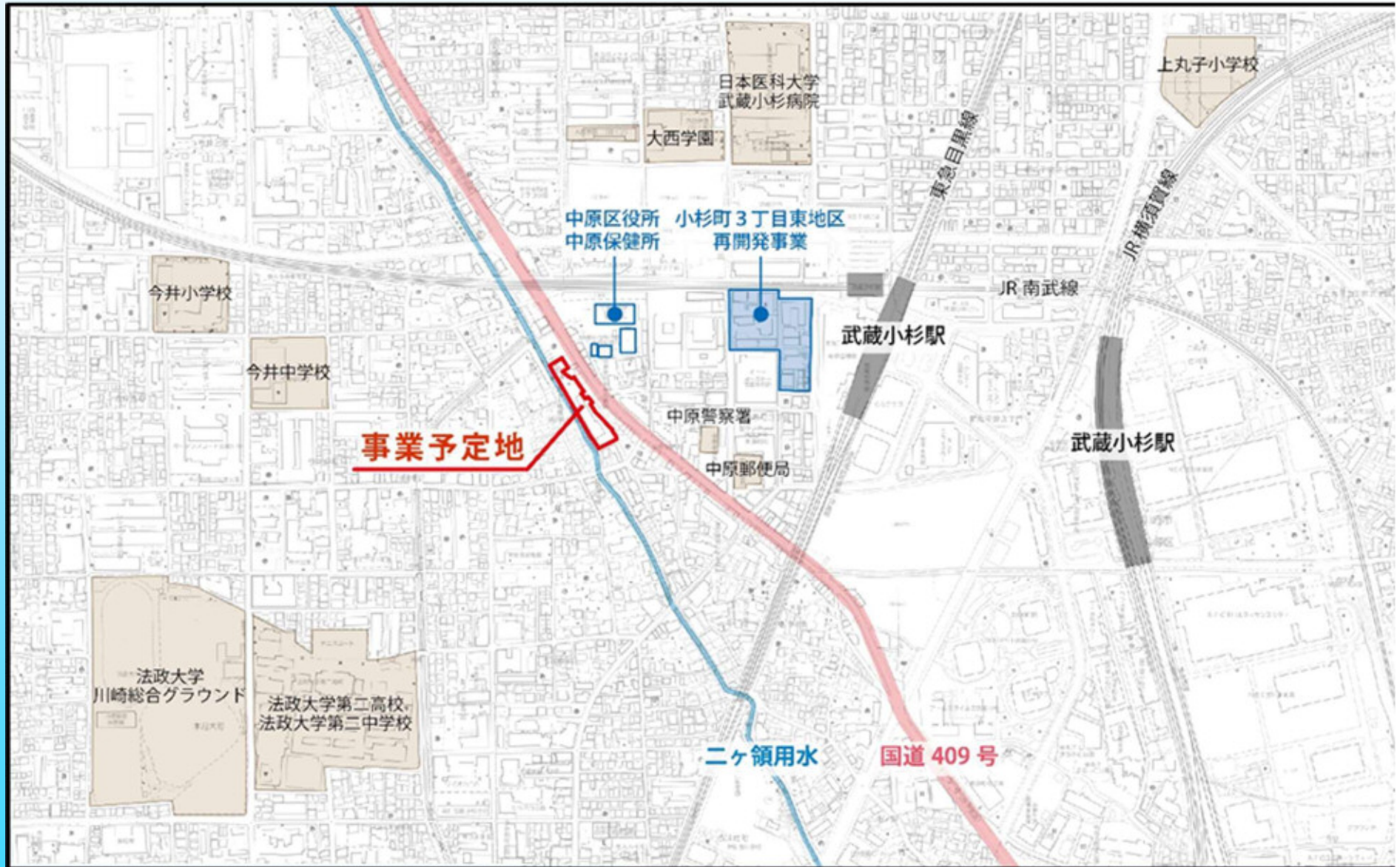


総合自治会館跡地等の活用について

対象地の位置

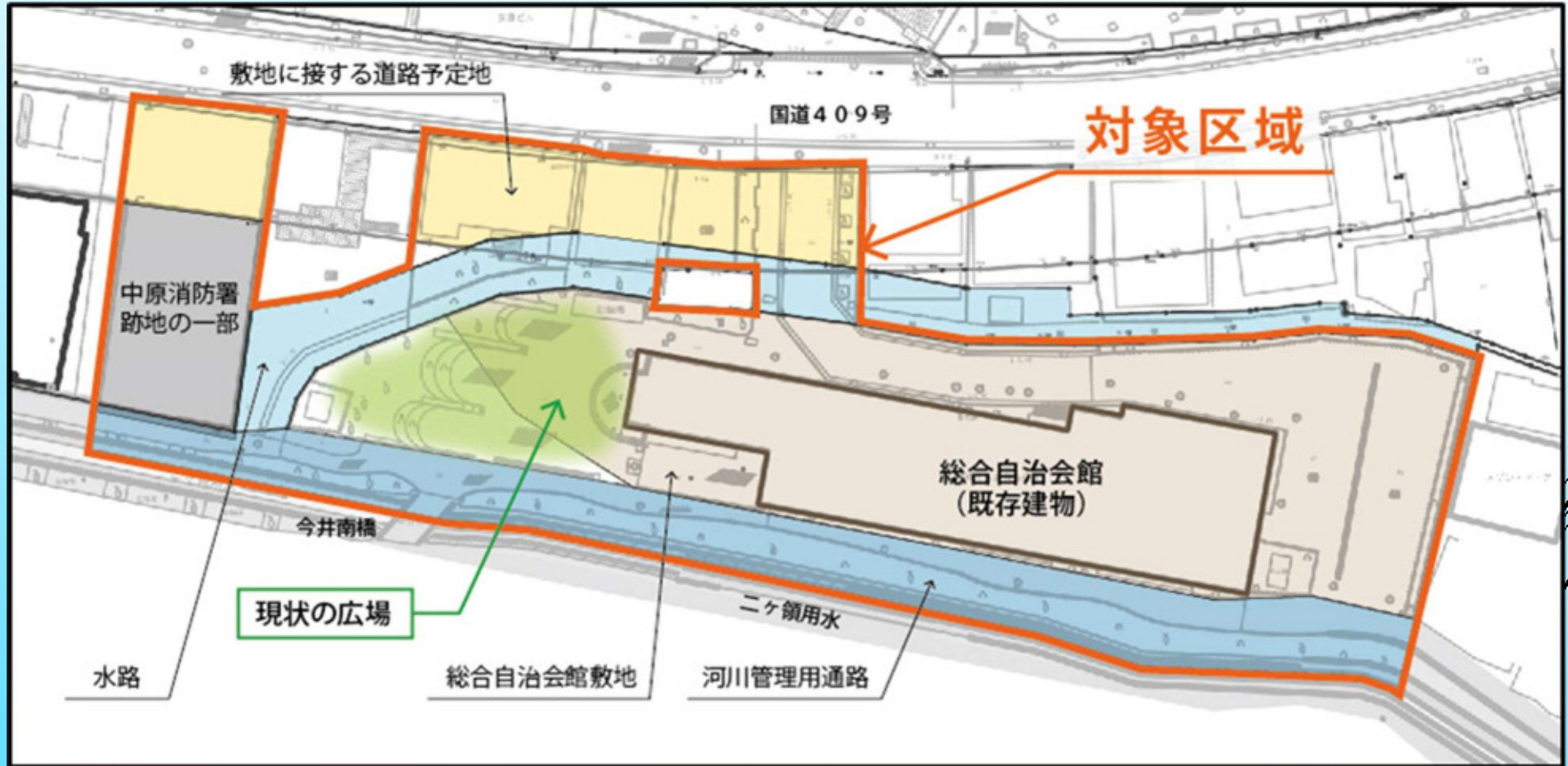
まちづくり局拠点整備推進室



総合自治会館跡地等の活用について

対象地の概要

まちづくり局拠点整備推進室



総合自治会館跡地等の活用について

跡地等の概要

まちづくり局拠点整備推進室

所在及び交通	川崎市中原区小杉町3丁目1番地ほか 東急武蔵小杉駅から徒歩約5分
地目・地積	宅地・2, 130m ² 水路 779m ² 合計 2, 909m ² ※CAD求積による
都市計画による制限	用途地域：商業地域 建蔽率／容積率：80％／400％ 高度地区：指定なし 防火地域：防火地域
現況等	川崎市総合自治会館（普通財産）が現存

既存施設の概要

構造	鉄筋コンクリート造3F
床面積	1387.67m ²
建築面積	817.83m ²
建物高さ	12.915m
竣工	昭和58年11月30日

総合自治会館跡地等の活用について

基本的な事業スキーム

まちづくり局拠点整備推進室

- 土地利用方針に沿った事業提案をプロポーザル方式によって募り、事業者を選定する。選定にあたっては、提案内容が単に借地料が高い、または内容が優れているだけのものではなく、土地利用方針4（4）に記載されている課題の解決に資するものを評価する。
- 既存施設については、使用か解体かのどちらかの提案も可能とする。
- 市と民間事業者が20年程度の借地契約等を締結し、市は民間事業者に対象地を貸付け、民間事業者が事業を行う。契約期間終了時の社会状況により事業継続の判断を行う。
- 整備工事・維持管理・運営の全てを事業者が担うこととする。ただし、既存建物の解体及び標準的な広場等の整備に係る費用について市が負担するものとし、その相当額を借地料から減価する等の手法をとることとする。

スケジュール(予定)

- | | | |
|--------|-----|-------------|
| 令和2年 | 2月～ | サウンディング調査 |
| | 5月 | 事業者公募開始 |
| | 7月～ | 総合自治会館の移転 |
| | 9月 | 事業者選定 |
| | 9月～ | 設計・工事 |
| 令和4年度中 | | 跡地等における運用開始 |

総合自治会館跡地等の活用について

今後、ご意見・ご提案をお聴きしたい事項 まちづくり局拠点整備推進室

- 公募要項素案等に関するご意見
- 具体的な事業提案のアイデア
- 個別のテナント等としての
参入希望者のご意見・ご提案